

- 被虐待経験を有する児童や、精神障害、発達障害等の課題を抱え、個別・専門的な対応が必要な児童が増加傾向
- 児童精神科等への通院・服薬治療中の児童等、医療的支援を必要とする児童が増加
- ※被虐待経験は約9割、発達障害は約6割、精神科通院は約6割
- こうした状況を踏まえ、**都立児童自立支援施設が今後担う役割と体制について検討**

1 生活寮の運営体制強化

▶ 社会的養育推進計画 3章5 に反映

ケア単位の小規模化・ ケアワーカーの増配置

- ・全国的に発達障害児などが増大している一方で、少年犯罪は減っており、規模・定員を変えることが重要
- ・職員との距離が近くなることにより、怒りや悲しみ、不信感などの感情が職員に向けられ、職員が耐えられなくなる場合がある。職員を増員し、職員を孤立化させない支えが必要
- 寮の児童定員の見直しにより、個別ケアの充実と安定した環境を確保するための個室化を進める
- ケアニーズの高い児童への個別ケアの充実を図るため、寮職員の増員を検討

マネジメント体制の 整備

- ・職員が抱えているネガティブな感情をきちんと聞き取り処理するようなスーパーバイズ体制が必要
- 若手職員の育成や寮における支援のマネジメント体制を含めた職員体制を整備

2 心理支援体制の整備

▶ 社会的養育推進計画 3章5 に反映

心理職員の配置

- ・近年、発達障害や虐待による愛着障害を抱えているなどケアニーズが高くなっており、児童の特性を踏まえた支援が必要
- 心理職の増員及び心理担当部署の設置を図るとともに、心理的支援の専門性を向上させるためにスーパーバイズ体制を構築し、継続的な支援を実施

医療との連携

- ・トラウマのある児童が施設で治療的介入に結び付けることが重要であり、アタッチメントの問題はできるだけ早期に濃密な治療により育ち直しをすることが必要
- ・福祉職や心理職をサポートするためにも、精神科医師によるバックアップ体制が重要
- 医療機関とのネットワーク構築及び施設コンサルを進める児相センター治療指導課との連携強化を進め、心理治療的なケア等が必要な児童を円滑に医療につなげていく

3 アフターケア実施体制の充実強化

▶ 社会的養育推進計画 3章6 に反映

アフターケアの充実

- ・退所者等からの希望があった場合に、出身寮の職員が中心となって、入所児童への支援の合間に可能な範囲で対応している状況
- 入所時から退所後まで一貫したアフターケアを計画的かつ継続的に実施できる体制を確保するため、各児童自立支援施設に「自立支援担当職員」を専属で配置